

日行連発第62号  
令和6年4月16日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊

「行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定について（周知）

犯罪による収益の移転防止に関する法律が改正され、令和6年4月1日より、行政書士等が取引時確認を行う際には、本人特定事項の確認に加え、新たに取引目的等の確認を行わなければならないとされるとともに、受任した業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合には、行政庁である都道府県知事に届け出ることとされました。

これに伴い、行政書士法を所管する総務省において、「行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が策定されましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

<参考>警察庁 HP

- ・ 士業者との取引に関する改正犯罪収益移転防止法等の施行について

<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/hansyu/houreikaisei.html>

- ・ 犯罪収益移転防止法の概要

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20240401.pdf>

- ・ 疑わしい取引の届出における入力要領

[https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/pdf/youryou\\_240401.pdf](https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/pdf/youryou_240401.pdf)

以 上

<添付>

行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（総務省作成）